

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 22 年 5 月 26 日

各 位

5 月社長記者会見

1. 役員の変動について <資料 1 参照>
2. 四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S 任意適用を踏まえた上場制度の整備等について <資料 2 参照>
3. 上場商品の多様化に向けた E T F の上場制度の整備について <資料 3 参照>
4. 名証 I R エキスポ 2 0 1 0 開催概要について <資料 4 参照>

以 上

平成 22 年 5 月 26 日

(株)名古屋証券取引所

役員の変動について

当取引所は、本日開催の取締役会において、取締役および監査役の変動を内定しましたので、お知らせします。

【平成 22 年 6 月 30 日付】(敬称略・五十音順)

1. 取締役の変動

(1) 新任取締役候補者

<p>小 菅 栄 修 (昭和33年2月23日生)</p>	<p>昭和55年4月 大和証券(株) 入社 平成17年4月 大和証券エスエムビーシー(株)執行役員 (キャピタルマーケット担当兼制度商品担当) 同18年4月 同社執行役員(欧州・中近東担当) 同21年4月 同社常務執行役員(欧州・中近東担当) 同21年9月 同社常務執行役員(投資銀行部門共同グローバルヘッド) 同22年4月 大和証券キャピタル・マーケット(株)常務執行役員 (名古屋支店担当兼名古屋支店長)(現任)</p>
<p>徐 浩 平 (昭和33年11月5日生)</p>	<p>昭和56年4月 野村証券(株)入社 平成18年4月 同社執行役員国内営業部門中国・四国・九州担当 同20年4月 同社執行役員国内営業部門東京担当兼本店長 同20年10月 同社執行役員国内営業部門東京担当兼本店長 同21年4月 同社常務執行役員ファイナンシャル・マネジメント担当 同21年12月 同社常務執行役員ファイナンシャル・マネジメント 兼ウェルス・マネジメント担当 同22年4月 同社常務名古屋駐在(現任)</p>

(2) 退任取締役

草 場 真 也

西 松 正 記

2. 監査役の異動

(1) 新任監査役候補者

石 田 建 昭 (昭和21年1月2日生)	昭和43年4月	(株)東海銀行入行
	平成4年4月	欧州東海銀行頭取
	同6年6月	(株)東海銀行取締役
	同8年6月	同行常務取締役
	同10年6月	東海投信投資顧問(株)取締役社長
	同13年4月	欧州東海銀行会長
	同14年4月	U F J インターナショナル会長
	同15年4月	同社社長
	同16年5月	東海東京証券(株)顧問
	同16年6月	東海東京証券(株)取締役副社長
	同17年3月	同社取締役社長
	同18年6月	同社取締役社長最高経営責任者 (CEO)
	同21年4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 代表取締役社長最高経営責任者 (CEO) (現任)
	同21年4月	東海東京証券(株)代表取締役会長最高経営責任者 (現任)

(2) 退任監査役

田 中 敬 一 郎

以 上

四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について

平成22年 5月26日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

今般、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、四半期決算等に係る適時開示について、画一的な開示を求める枠組みを最小限に留め、上場会社が自らの判断に基づいて投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うこととするなど、所要の見直しを行います。

また、本年3月期決算から国際会計基準（IFRS）の任意適用が認められることに対応し、IFRSを任意適用する上場会社及び新規上場申請者に係る上場制度を整備します。

さらに、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主による権限濫用を防止する観点から、支配株主との重要な取引等を行う場合について、一定の手続きを実施することを求めるなど、その他所要の制度整備を行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し (1) 四半期決算に係る開示様式の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合の開示について、当取引所所定の様式により行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※決算情報の開示については、共通化すべき最低限の内容として決算短信等の様式を定めている実務について、その根拠を、上場規則上、明確化する趣旨です。 ・通期決算の内容が定まった場合の開示についても、同様とします。 ・四半期決算情報の開示については、従来のサマリー情報に相当するものを所定の様式として定めるとともに、主要な四半期財務諸表等の添付を要請します。その他の添付資料等については、投資者ニーズに応じた対応を促します。（別紙参照）

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの見直し</p> <p>(3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供</p>	<p>・ 上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとしします。</p> <p>・ 上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し、第三者にこれを提供した場合には、自社ホームページに掲載するなどの方法により当該資料の投資者への公平な提供に努めるものとしします。</p>	<p>・ 公認会計士等による財務諸表の監査又はレビューの状況を所定の様式上に記載することを求めることとします。</p> <p>・ 四半期決算情報について従前示していた早期開示目標（30日以内）は取りやめることとします。ただし、上場会社内部における重要情報の滞留を速やかに解消する観点から、早期の四半期決算情報の開示が望ましいとする要請は継続します。</p> <p>※従来、軽重に関らず直ちに訂正の内容の開示を必要としてきた取扱いを見直し、実務の合理化を図る趣旨です。</p> <p>※投資判断に有益な情報を投資者が公平に入手できる環境を整備する趣旨です。</p> <p>・ 補足説明資料とは、上場会社が開催する決算説明会において配布した資料をいいます。</p>
<p>2. 国際会計基準（I F R S）任意適用会社対応</p> <p>(1) 上場審査基準等における取扱い</p> <p>(2) 適時開示における取扱い</p>	<p>・ 任意適用会社に対する純資産の額及び利益の額に係る基準については、I F R Sによって作成した連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額及び利益の額を基に算出する額を用いることとします。</p> <p>・ 任意適用会社が行う適時開示に係る軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属す</p>	<p>・ 「I F R S」とは、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準を指します。</p> <p>・ 連結財務諸表非作成会社が任意で個別財務諸表をI F R Sによって作成した場合においても以下の対応を準用します。</p> <p>・ 「任意適用会社」とは、原則として平成22年3月期以降、I F R Sによって作成した連結財務諸表を添付した有価証券報告書を提出した新規上場申請者又は上場会社を指します。</p> <p>※I F R Sには日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないこと、I F R Sを導入している諸外国でも投資判断上の観点からは、1株当たり当期利益の計算根拠とな</p>

項 目	内 容	備 考
(3) 上場廃止基準等における取扱い	<p>る当期利益」を用いることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意適用会社が行う業績予想については、売上高、営業利益、税引き前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての修正を適時開示の対象とします。 任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、IFRSと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとします。 任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。 	<p>る当期利益について、非支配持分を控除した「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用していることに対応するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「包括利益」は業績予想の対象とはしないため、その修正については開示の対象とはしません。 IFRSと日本基準の差異が資本合計に影響を与える要因のうち、主要な項目による影響額を除外するなどの取扱いを想定しています。 <p>※IFRSには日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないことに対応するものです。</p>
<p>3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備</p> <p>(1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備</p> <p>(2) 議決権行使を容易にするため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとします。 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとします。 上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な取引等とは、事業の譲渡や株式交換など上場会社が適時開示を行う必要がある事項とします。 例えば上場会社と兄弟会社との重要な取引など、実質的に同様の行為についても対象とします。 「少数株主」とは、支配株主以外の株主を指します。 入手した意見の内容のほか、対価の公正性担保措置及び利益相反回避措置に関する事項等について、適時開示の内容に含めるものとします。 <p>※非居住者投資家や年金基金・投資信託などの機関投資家による議決権行使を容易にするための環境整備を促す趣旨で</p>

項 目	内 容	備 考
の環境整備の拡充	にするための環境整備を行うよう努めることを追加します。	す。
4. その他 (1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し (2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が連結財務諸表作成会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いることとします。 ・ インサイダー取引規制上の重要事実に該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化します。 ・ 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、当取引所の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者の異動時に限ることとします。 ・ その他所要の改正を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※従来、単体ベースで定められていた適時開示に係る軽微基準について、投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースに改める趣旨です。 ※企業行動規範など上場会社に遵守を求める規定が適時開示以外にも増加してきたことを踏まえ、内容を整理する趣旨です。 ・ 確認書は、公衆縦覧に供さないものとします。 ・ 従来、宣誓書に添付していた適時開示体制概要書の内容については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載することとします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 平成22年6月末を目途に実施します。
- ・ 四半期決算に係る改正は平成22年6月30日以後最初に終了する四半期決算に係る適時開示から、通期決算に係る改正は平成23年3月1日以後最初に終了する通期決算に係る適時開示から適用するものとします。
- ・ 任意適用会社のIFRSによって作成した連結財務諸表による新規上場申請は、平成22年3月期を直前事業年度とするものから認めることとします。

以 上

別紙 四半期決算に係る適時開示の見直し（参考資料）

四半期決算短信	サマリー情報	<p>【上場規則上最低限の要件として明確化する事項】</p> <p>サマリー情報 （経営成績・財政状態の概況、配当・業績予想の状況）</p>	<p>上場会社自らの責任で開示の有無を判断し、四半期決算短信の添付資料として開示するものとします。当取引所は、上場会社に対し、投資者ニーズに応じた対応を積極的に行うことを要請するものとします。</p>
	添付資料	<p>【全上場会社に一律に添付を要請する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期連結貸借対照表（要約で可） ・ 四半期連結損益計算書（四半期累計期間）（要約で可） ・ 継続企業的前提に関する注記（該当がある場合のみ） ・ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（該当がある場合のみ） <p>【投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結経営成績、連結財政状態、業績予想の状況に関する定性的情報 （累計期間・会計期間問わず、投資者の投資判断に有用な説明） ・ 四半期連結損益計算書（四半期会計期間） ・ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 ・ セグメント情報 ・ 個別情報が重要な場合における個別情報 等 	
四半期決算 短信以外	<p>【投資者ニーズに応じた対応例として掲げる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算説明会の開催など投資者への的確な説明機会を設けること ・ 英文による説明の充実 等 		

上場商品の多様化に向けた E T F の上場制度の整備について

平成22年 5 月26日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

近年、米国を始めとして、世界的に E T F（上場投資信託 Exchange Traded Fund）の市場拡大が進んでいます。我が国においても、平成13年に日経300株価指数連動型上場投資信託が上場されて以降、関係法令が整備され、E T F の商品拡大が図られているところであります。

こういった状況の中、昨年には、東海財務局より「『東海型金融モデル』にかかる提言」として、当取引所が投資機会の提供機能を強化し、投資家のニーズに対応するための E T F 等取扱商品を多様化することが提言されています。

当取引所としても、ニーズが高く利便性の高い商品の上場の可能性を幅広く提供していくことが、投資家や取引参加者等の市場関係者に対する使命であると考えており、多様な E T F の上場を可能とするため、E T F の上場制度を整備することとします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
I. 上場制度 1. 上場対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①又は②に該当するものを上場対象とします。 ①内国 E T F <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るもの ②外国 E T F <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託に係るもの及び同項第11号に規定する外国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指標」とは、金融商品市場における相場その他の指標をいいます。 ・ 内国 E T F については、現行、日経300株価指数連動型上場投資信託のみを上場対象としていますが、これを拡大・整理し、内国 E T F として、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投資信託法施行令」という。）第12条第1号に基づく E T F（金銭設定・現物交換型）、同第2号に基づく E T F（現物設定・現物交換型）、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」

項 目	内 容	備 考
	<p>投資証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するもの</p>	<p>という。) 第2条第4項に規定する証券投資信託(公社債投資信託を除く。)であるETF(金銭信託型(金銭設定・金銭解約型))を対象とし、規定上明記します。</p>
<p>2. 上場申請 (1) 上場申請</p> <p>(2) 申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ETFの上場は、上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者の申請により行うこととします。 • 上場申請は、有価証券上場申請書その他の当取引所が定める書面を提出することにより行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 外国ETFについては内国ETFと同様としますが、外国投資証券に該当する外国ETFの上場は、当該ETFに係る外国投資法人及び管理会社の申請により行うこととします。 • 管理会社とは、投資信託委託会社(商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う内国ETFにあつては、業として特定投資運用行為を行うことについて承認を受けた者に限る。)をいいます。 • 信託受託者とは、信託会社等をいいます。 • 外国ETFについても、内国ETFに準じて管理会社及び信託受託者を定義します。 • その他の当取引所が定める書面として、ETF上場契約書、新規上場申請に係る宣誓書、適時開示に係る宣誓書、指標の内容についての書面、ETFの純資産額と指標の相関性についての書面、円滑な流通の確保の見込みについての書面等の提出を求めることとします。
<p>3. 上場審査基準</p> <p>(1) 管理会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 内国ETFについては、次の(1)から(12)までに適合することとします。 • 社団法人投資信託協会の会員であること。 • 次のaからcまでに掲げる事項について書面で確約していること。 	<ul style="list-style-type: none"> • 外国ETFの上場審査基準は、内国ETFの上場審査基準に準じて規定することとします。ただし、指定参加者に係る基準(3.(3)及び同(8)b)は設けず、外国金融商品取引所等において上場されていることなどの本国要件に係る基準を設けることとします。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 投資信託約款記載事項</p>	<p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について当取引所の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 前bの開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p> <p>・次のaからhまでの内容が記載されていること。</p> <p>a 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用すること。</p> <p>b 投資信託契約の期間の定めがないこと。</p> <p>c 投資信託契約の一部解約が行われないこと。</p> <p>d 計算期間が1か月以上であること。</p> <p>e 取得申込みの勧誘が公募により行われること。</p> <p>f 金融商品取引所に上場されること。</p> <p>g 上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了させること。</p> <p>h 一部解約に係る換価の方法</p>	<p>・cは金銭信託型ETFには適用しません。</p> <p>・公募とは、投資信託法第2条第8項に規定する公募をいいます。</p> <p>・hは、金銭信託型ETFの一部解約が、適切な方法により行われることを求めるものです。</p>
<p>(3) 指定参加者</p>	<p>・適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。</p>	
<p>(4) 交換</p>	<p>・交換が行われる場合の当該投資対象資産である有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。</p>	<p>・金銭信託型ETFには適用しません。</p> <p>・投資対象資産の換価が容易であると判断される資産としては、以下のものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －上場有価証券又は店頭売買有価証券 －国債等の債券 －認可金融商品取引業協会等で価格が公表されている株券等

項 目	内 容	備 考
(5) 運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引にかかる権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるものに対する投資として運用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> －投資信託法に基づく投資信託の受益証券等 －商品市場において現物決済を行うことができる商品 ・ 現物交換型ETFには適用しません。
(6) 指標の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のaからgまでに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 b 法第163条第1項に規定する特定有価証券等の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。 c 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。 d 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 e 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。 f 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。 g 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含まない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格指標の内容を確認するために必要な書類については別途定めることとします。 ・ 予め定められた算出式を用いて指標が機械的に算出されること等、投資家保護の観点から客観的かつ構成を欠くものでないことを確認します。 ・ 指標の構成銘柄数及び構成比率に基づき、指標の変動が特定の銘柄の価格変動の影響を著しく受けないこと等を確認します。 ・ 指標の構成銘柄の変更手続き及び変更基準が公正かつ予め定まっていること等を確認します。 ・ 指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを確認します。 ・ 指標の構成銘柄、変更基準及び変更方法が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを確認します。 ・ 必ずしも指標の構成銘柄全てに関する要件ではなく、一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な銘柄について、その円滑な売買が可能であるかを判断します。 ・ 取引の実態を踏まえて、デリバティブ取引又は商

項 目	内 容	備 考
(7) 純資産額と指標の相関性	<p>む。)又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること(当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の a から c までのいずれかに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標における時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類(当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として指標構成全銘柄)の有価証券その他の資産又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。 b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。 c 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。 	<p>品投資等取引が円滑に行われると見込まれるか否かを個別に判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれることを確保するための基準として、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み等について確認します。 ・ 例えば、組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果に基づき、その相関性を確認します。
(8) 円滑な流通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の a から c までに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。 b 指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。 c 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T F の流通性を高め、対象指標の変動を適正に反映した市場価格の形成を促すため、指定参加者である取引参加者に、円滑な流通の確保に努める旨を確約した書面の提出を求めるほか、当初設定日に円滑な交換又は一部解約に必要な数量のユニットが設定されているかなどを確認します。

項 目	内 容	備 考
<p>(9) 信用リスクがあるETF</p> <p>(10) 財務諸表等</p> <p>(11) 指定振替機関の取扱い</p> <p>(12) その他</p>	<p>害する要因が認められないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆる「リンク債」等）又は特定の者との契約に係る権利（いわゆる「OTCデリバティブ」等）を投資信託財産に組み入れる新規上場申請銘柄にあつては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、運用の継続性の確保及び投資信託財産の毀損の可能性の軽減のための当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な体制が管理会社において整備されていること。 ・最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は中間財務諸表等に虚偽記載を行っておらず、かつ、監査報告書及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。 ・指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みがあること。 ・その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の継続性の確保の観点から、当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の直近の財務諸表等に継続企業の前提に関する事項の注記がないこと等を確認します。 ・信用状況等に関する管理体制等については、管理会社に、当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方を選定するための適切な基準が整備されていること等を確認します。 ・「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間の末日を起算日としてさかのぼることとします。
<p>4. 適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内国ETFにおける管理会社は、当該上場ETFに関する情報の適時開示を行わなければならないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国ETFについても、内国ETFに準じて適時開示を求めることとします。ただし、外国ETFについては、本邦以外の地域において、上場ETFの流通に重大に影響を与える事実が発生した場合も開示を求めることとし、外国投資証券に該当するETFについては、投資法人の決定事実及び

項 目	内 容	備 考
<p>(1) 日々の開示</p> <p>(2) 管理会社の決定 事実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 次の a から c について、日々開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して確定した内容 b 上場受益権口数、純資産総額及び一口あたりの純資産額 c 上場 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の終値の乖離率 • 管理会社は、次の a から s に該当する事項を決定した場合に当該情報の内容を開示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 売出し b 投資信託に必要な資金の借入れ c 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約 d 上場 E T F の名称の変更 e 金融商品取引所等への上場の廃止に係る申請 f 合併 g 破産手続開始の申立て h 解散（合併による解散を除く。） i 金融商品取引業等の廃止 j 変更登録により投資運用業を行う者でなくなること。 k 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。） l 事業の全部の譲渡 m 内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出 n 公認会計士等の異動 o 適格機関投資家以外の者を指定参加者とすること又は適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外すること。 p 指定参加者の数を 2 社未満又は 2 社以上とすること。 	<p>発生事実に係る適時開示も求めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • a は金銭信託型の E T F については適用しません。 • c の乖離率（単位：％）の計算は以下の計算により行います。 （（上場 E T F の一口あたりの純資産額／特定の指標の終値）－ 1）× 100

項 目	内 容	備 考
(3) 管理会社の発生 事実	<p>q 追加信託、一部解約若しくは交換又は上場E T Fの買取りを臨時に停止することとしたこと。</p> <p>r 指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。</p> <p>s a から前 r までに掲げる事項のほか、上場E T F又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <p>・管理会社は、次の a から h に該当する事実が発生した場合に当該情報の内容を開示するものとします。</p> <p>a 法第51条の規定による業務改善命令又は処分</p> <p>b 上場廃止の原因となる事実</p> <p>c a 及び前 b に掲げる事実のほか、内閣総理大臣等の認可、承認又は処分</p> <p>d 公認会計士等の異動</p> <p>e 2人以上の公認会計士等による監査報告書等を添付した有価証券報告書等を、法に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと等</p> <p>f 適格機関投資家以外の者が指定参加者となったこと又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなったこと。</p> <p>g 指定参加者の数が2社未満となったこと。</p> <p>h a から前 g までに掲げる事実のほか、上場E T F又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p>	
(4) 信託受託者の決定 事実	<p>・管理会社は、上場E T Fに係る信託受託者が、次の a 又は b に該当する事項を決定した場合に当該情報の内容を開示するものとします。</p> <p>a 金融商品取引所等に対する上場E T Fの上場廃止に係る申請</p>	<p>・ h については、収益分配金を確定した場合等が該当することとなります。</p>

項 目	内 容	備 考
(5) 信託受託者の発生事実 (6) ファンドの決算情報 (7) その他	<p>b 前 a に掲げる事項のほか、上場 E T F 又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、上場 E T F に係る信託受託者が、次の a 又は b に該当する事実が発生した場合に当該情報の内容を開示するものとします。 a 上場廃止の原因となる事実（6. (2) の場合に限る。） b 前 a に掲げる事実のほか、上場 E T F 又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・上場 E T F に係る特定期間又は中間特定期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合 ・上記のほか、いわゆるリンク債等に組入れられている有価証券等の信用格付けの変更、管理会社が投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合に開示を求めることとします。 	
5. 実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定める実効性の確保のための措置の規定は、上場 E T F について準用することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性の確保のための措置には、特設注意市場銘柄の指定、改善報告書及び改善状況報告書等の提出、開示注意銘柄の指定及び公表措置があります。
6. 上場廃止基準 (1) 管理会社	<ul style="list-style-type: none"> ・内国 E T F については、次の(1)から(10)までに該当する場合に、その上場を廃止することとします。 ・上場 E T F の管理会社が、次の a から e までのいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合 b 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国 E T F の上場廃止基準は、内国 E T F の上場廃止基準に準じて規定することとします。ただし、指定参加者に係る基準（6. (4)）は設けず、外国金融商品取引所等において上場廃止が決定された場合などの本国要件に係る基準を設けることとします。また、外国投資証券に該当する E T F については、外国投資法人の解散、破産手続又は再生手続等を上場廃止決定事由とします。

項 目	内 容	備 考
(2) 信託受託者 (3) 投資信託約款の変更	業の登録を取り消された場合 c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合 d 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合 e 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合	<ul style="list-style-type: none"> 他の管理会社に業務が引き継がれ、かつ、ETF上場契約書及び3.(1)の事項について確約した書面を提出した場合は上場を継続することとします。
	<ul style="list-style-type: none"> 上場ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合 次のaからhまでのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合 <ul style="list-style-type: none"> a 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなる場合 b 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合 c 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合 d 計算期間が1か月未満となる場合 e 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合 f 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合 g すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合 h 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一 	<ul style="list-style-type: none"> 他の信託受託者に業務が引き継がれ、かつ、ETF上場契約書を提出する場合は上場を継続することとします。 cは金銭信託型ETFには適用しません。 hは現物交換型ETFには適用しません。

項 目	内 容	備 考
(4) 指定参加者	<p>部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定参加者について、次の a 又は b に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> a 適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについての決定をした場合又は適格機関投資家であった指定参加者が適格機関投資家でなくなった後、継続して1か月以上経過した場合 b 継続して6か月以上、指定参加者が2社未満となっているとき。 	
(5) 純資産額と指標の相関性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき。 	
(6) 有価証券報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書等について、次の a から c のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> a 2人以上の公認会計士等の監査報告書等を添付した有価証券報告書等を、法に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合 b 有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合 c 監査報告書等において、公認会計士等による「不適正意見」若しくは「意見の表明をしない」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」若しくは「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合 	
(7) 上場契約違反等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場 E T F に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、新規上場申請に係る宣誓書又は適 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上場契約について重大な違反を行った場合」については、「株券上場廃止基準の取扱い」に定め

項 目	内 容	備 考
(8) 投資信託契約の 終了 (9) 指定振替機関の 取扱い (10) その他	<p>時開示に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場E T Fに係る投資信託契約が終了となる場合 ・ 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合 ・ 公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場E T Fの上場廃止を適当と認めた場合 	<p>る場合を準用します。</p>
7. 上場に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会社及び外国投資法人は、上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を当取引所が定めるところにより支払うものとしします。 	
II. 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券と同様の取り扱いとします。 ・ 外国E T Fの新規上場時の売買単位について、上場申請日の前1年間の外国の主たる金融商品取引所における終値平均の円換算価格が5,000円未満の銘柄は10口単位とし、それ以外の銘柄は1口単位とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用取引制度の対象とします。
III. 決済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構における口座振替により行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国E T Fにあつては、内国株券の決済と同様の扱いとし、外国E T Fにあつては、外国株券の決済と同様の扱いとします。
IV. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の整備を行います。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成22年7月を目途に実施します。

以 上

名証「IRエキスポ2010」の開催について

- 主 催 名古屋証券取引所
- 後 援 名証取引参加者協会、日本証券業協会、日本証券アナリスト協会
- 協 賛 日本IR協議会
- 内 容

- ◆ 日 程 7月16日(金) 10:00～
7月17日(土) 10:00～
- ◆ 場 所 名古屋市中小企業振興会館 吹上ホール
- ◆ 出展企業数 112社(上場企業92社+証券会社等20社)
- ◆ 催事内容

<セレモニー> : 7月16日のみ

開会式	主催者挨拶とテープカット
トップ懇親会	アナリストと出展企業トップによる立食懇親会 (IRエキスポ10回出展企業の記念表彰を予定)

<一般投資家向けイベント> : 7月16、17日の両日実施

上場企業ブース	会場内に、全企業がブース出展
ブースツアー	投資家を、ツアー形式により、複数企業ブースに引率
ミニ説明会	希望する投資家を集め、ブースにて、説明会を実施
【新規】 行列のできる 家計の総合相談所	ミニステージにて、ファイナンシャルプランナーや税理士が証券税制や決算書の読み方、相続対策等について分かり易く説明。相談コーナーを設け個別相談も実施。
トップ・プレゼンテーション	特設ステージにて、希望企業2社のトップがプレゼン
【新規】 セントレックス・プレゼンテーション	ミニステージにて、セントレックス企業2社がプレゼン
株式講演会	有名講師による株式講演会 (16日) 杉村富生氏・田崎史郎氏・植木靖男氏 (17日) 北浜流一郎氏・岸 博幸氏・逢坂ユリ氏・森永卓郎氏
投資スクエア等	IRエキスポ併設イベントとして、名証の取引資格を持つ証券会社等(20社)が、特設コーナーにて、各社による投資情報の提供、投資相談、自社商品のPRや説明を実施
証券会社協賛セミナー	隣接会場にて、協賛証券会社(13社)が、株式投資セミナーを実施

<アナリスト等専門家向けイベント> : 7月16日のみ併設実施(希望制)

個別面談	別会場ブースにて個別面談(アナリスト向け)
企業説明会	会議室にて説明会(証券営業担当者向け)

- ◆ 入場は事前登録制
名証ホームページ、専用携帯サイト又は各証券会社店頭備え付けの専用ハガキにて申込み